

議案第 30 号

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立福祉園条例（平成 9 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 43 条第 1 号」を「第 43 条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同項第 4 号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同項第 5 号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 1 項第 3 号の改正規定及び同項第 5 号の改正規定（「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。